

国民年金

20歳になったら国民年金

20歳になった方は、国民年金の被保険者となります。20歳になってから、おおむね2週間以内に日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせ、国民年金保険料納付書、基礎年金番号通知書が送付されます。基礎年金番号通知書は、将来年金を受け取る際に必要となりますので大切に保管してください。また、ねんきんネットを利用して国民年金保険料(以下、「保険料」)の納付の確認や将来受け取る年金額の試算などもできます。

令和4年度の保険料は月額16,590円です。老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れますので、納付書での納付のほか、口座振替などさまざまな納付方法を利用し、忘れずに納付しましょう。経済的な理由などで納付が困難な方は次の制度がありますので、年金事務所または住民課にご相談ください。

●学生納付特例制度

前年の所得が一定額以下の学生の方の納付が猶予されます。

●免除・納付猶予制度(学生ではない方)

本人、世帯主、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合や失業した場合などに保険料が全額、または一部免除、納付が猶予されます。一部免除の方は減額された保険料の納付が必要です。

*学生特例、納付猶予が承認された期間は年金額には反映されません。保険料を後から納める(追納する)と年金額に反映されます。

●各種免除制度の申請に必要なもの

- 基礎年金番号がわかるもの
- 学生証(学生の場合)など
- 離職票(離職された方)

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161 住民課 ☎388-1115



消防署 文化財防火デー

昭和24年1月26日、世界最古の木造建築である法隆寺金堂から火災が発生し、壁画の大半が焼失しました。これは国民に強い衝撃を与え、大きな影響を及ぼしました。

この出来事をきっかけに、文化財を火災などの災害から守り継承していくことの重要性が認識され、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国で文化財を火災から守る文化財防火運動を行っています。

私たちの住む町にもたくさんの文化財がありますが、その多くは木・紙・布など燃えやすい材質で造られているものばかりで常に火災による危険にさらされています。

皆さんの大切な財産である文化財を火災から守り保護していくために私たちに何ができるのでしょうか？

それは日ごろ開催される防災訓練などに積極的に参加することです！

地域で行われる防災訓練、学校や事業所で行われる消火訓練や避難訓練などに参加することで初期消火の方法や避難行動が自然と身に付きます。

文化財を災害から守るためには地域住民の皆さんの協力が必要です。一人ひとりの防火・防災意識を高めて、地域全体で文化財を火災から守りましょう。

